

九八	七八	六五	四五	三二	一	○財務省令第30号(昭和57年大蔵省告示第293号)
発行価格	発行単位	額面金額	最低額面金額	発行方法	振替の法律及び根拠	施行条件等を次のとおり告示する。
銭	額	平す	額の振五あを千千額引日振の以律社	条九特	国庫短期証券(第六百三十三回)	財務大臣 麻生太郎
一面成るの記	替万つ五万万面受本替適下へ平、一法	債第年別	会計に	法律第二十三号(平成十	第七条第三項の規定に基づき、平	
厘金二。整載法円た万円円金け銀機用	額又のと場円へただし、最低額で六千五百四十五億五	額	行を受けるもとのとし、そのための	法律(平成二十	引短期国債の平	
額十八年九月につき百二十日	倍は規す合とする金録に。その額はよに、るよ最振る低替のも額口の面座と金簿	に	日本銀行と換えのための	法律(平成二十	三十一年大蔵	
		に	の	法律(平成二十	年大蔵	

十
三
二
一
十
償
還
期
限

平 日 額 償 当 た 平
成 本 面 還 た だ 成
二 銀 金 金 る し 二
十 行 額 を と 、 十
八 百 支 き 償 九
年 円 払 は 還 年
九 に う 、 期 九
月 つ 。 そ が 月
二 き の 銀 二
十 百 翌 行 十
日 円 営 休 日
業 業
日 日
に に